小値賀町議会第3回定例会 (第10日目)

1、出席議員 8 名

1 番 今 光 弘 田 2 屋 治 郎 番 松 3 番 末 永 朗 4 番 土 Ш 佳 重 5 番 浦 英 明 弘 6 番 横 藏 Щ 7 宮 保 番 﨑 良 8 番 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 石 隆 教

2、欠 席 議 員 な し

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町			長		西		浩	三
副	田丁		長		谷		良	_
教	育		長		吉	元	勝	信
会	計 管	理	者		尾	﨑	孝	三
総	務	課	長		中	JII		也
住	民	課	長		西	村	久	之
福	祉 事	務 所	長		植	村	敏	彦
産業振興課政策監					木	下	誠	子
産	業 振	興 課	長		中	村	慶	幸
農業委員会事務局長 "								
建	設	課	長		蛭	子	晴	市
診	療所	事 務	長		近	藤		進
教	育	次	長		前	田	達	也

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長 尾 野 英 昭 議会事務局書記 岩 坪 百 合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第3回定例会 平成28年9月21日(水曜日) 午前10時00分 開 議

- 第 会議録署名議員指名(土川重佳議員 ・ 浦 英明議員) 1 第 2 平成27年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に 議案第65号 ついて 第 3 議案第61号 小値賀町税条例の一部を改正する条例案 第 議案第62号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条 4 例案 第 5 議案第60号 平成28年度小値賀町下水道事業特別会計補正予 算(第1号) 第 6 議案第64号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意 について 第 7 議案第63号 長崎県市町村総合事務組合規約の変更について 第 8 発議第8号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意 見書案
- 第 9 各委員会の閉会中の継続調査(審査)について

午前 10 時 00 分開議

議長(立石隆教) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 4 番・土川重佳 議員、5 番・浦 英明議員を指名します。

日程第 2、議案第 65 号、平成 27 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第65号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。 土川決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長(土川重佳) おはようございます。

去る 9 月 14 日、町議会定例会本会議において本会議に付託された議案第 65 号について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により報告します。

ご承知のとおり、決算の認定は地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議決事項のひとつと定められています。平成27年度各会計決算を予算がいかに適切に執行されているかを監査委員の審査意見書、主要事業の成果報告書と合わせて審査してきました。

決算特別委員会審査報告をご覧ください。

- 1、委員会を開いた年月日及び場所、2、出席した委員の氏名、3の欠席した委員の氏名、4の出席した委員以外の議員の氏名、5の職務のために出席した者、6の説明のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。
- 7、付託を受けた事件の件名、8、会議に付した事件の件名は、議案第65号、平成27年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてでございます。

審議の結果及び経過を申し上げます。

本委員会は、9月15日及び9月16日の2日間、会議を開き、各会計歳入歳 出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書 に基づき、質疑をしました。質疑の主なものは、報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、本委員会は、議案第65号については、賛成全員により、 これを認定すべきものと決しました。

委員会で出た主な質疑、委員からの意見、執行部からの説明は報告書に記載のとおりです。その他、今回の決算に対する主な意見として、不用額が目についたので、予算をたてる時に精査して、必要でない予算が出てくれば補正予算を組み、説明できる決算書にしてほしい。年度途中に予算が余ることが分かれ

ば、補正予算を組んで財源を有効活用してほしい。道路作業員の賃金については、議会と執行部の感覚のズレがあるので検討してもらいたい。マンパワー不足が深刻になり、今後いろいろな影響が出てくると思われるので、マンパワー不足の改善をしてほしい。税金の未納の徴収努力はしているとは言っているが、本気で徴収しようとしているのかが疑問だ。計画を立てて、その計画を達成しようとする職員の心構えを強くしてほしいなどの意見が出されました。

以上、2日間の決算特別委員会を踏まえ、審議の経過と結果の概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん、事務事業の執行等について質疑、要望を行っております。委員からの要望や意見書または指摘事項については、新年度の予算編成や行政執行に活かされるよう努力されることを強く望みます。特に今後は町民のニーズを的確に把握し、優先順位をつけ、事業の取捨選択、さらには創意工夫により、一層の効率化と徹底した節減、合理化に町長以下職員一丸となった取り組みを切に希望します。また、今後も予算の見直しを積極的に進め、安定した地方財政の堅持を期待します。

以上で、決算特別委員会審査報告を終わります。

議長(立石隆教) これで報告を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第65号、平成27年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

宮崎議員

7番(宮崎良保) 私は、平成 **27**年度各会計決算につきまして、認定すべき立場で討論をいたします。

平成 27 年度の歳入総額は、昨年より 7,347 万 9,000 円マイナス、2.3%減の 31 億 636 万円でした。地方税 1 億 5,300 万円が 0.8%の微増、地方交付税は 18 億 3,820 万 9,000 円で 6.5%増加しているものの、減少の要因は県支出金の 15.8% の減少及び国庫支出金 9.8%の減少が大きく、これは小中合同校舎建設事業を中

心とする普通建設事業費が終了したことが主なものとなっております。これらの影響で自主財源比率が昨年の 15.4%から 14.9%と減少し、依存財源が 85.1% と昨年より 0.5%増加をしております。

支出においては、平成 26 年度より 2 億 1,687 万 5,000 円、率にしてマイナス 7%と減少した 29 億 310 万 4,000 円でした。これは普通建設事業費で 2 億 7,879 万 5,000 円、マイナス 47.2%は大きく響いているものの、特筆すべきは、ここ 数年の退職者が多く、人件費の 2,605 万 2,000 円、マイナス 4.6%が特筆すべき だと考えております。

予算に対する執行率は、歳入で 94.9%、歳出で 88.7%であり、単年度収支では 5,206 万 9,187 円の黒字となっていますが、特に歳出の予算執行率が低くなっており、良く言えば節約している、悪く言えば予算算定における基礎資料に曖昧さが見られる。

財政健全化比率は実質赤字比率をはじめ、全ての判断基準が該当なしの結果があり、平成27年度の決算は、一般会計及び特別会計を合わせて認定すべきと思います。

ただ、今後において、平成 28 年度から地方創生事業が始まり、また平成 29 年度には有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域にかかる地域社会の維持に関する特別措置法が予算化をされます。本町の起爆剤として大いに期待すべき法律ではありますが、財源措置においては新たな起債の発生など、多くの問題も続出してくることが予想されます。ベテラン職員の退職者が増加する中で、町のため、町民のために緊張感を持った町の事業の運営が強いられます。共に切磋琢磨し、努力することを望みます。

これで、私の認定賛成の討論といたします。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号、平成 27 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、『認定』とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(立石隆教) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成27年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定に

ついては、認定することに決定しました。

以上をもちまして、決算認定は終了しましたので、決算特別委員会は廃止することにします。

村田、浦両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆さまにおかれましては、大変ご苦労さまでした。

日程第3、議案第61号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) おはようございます。

議案第61号の提案理由の説明をいたします。

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が、平成28年7月1日に公布され、来年29年1月1日から施行されます。これに伴いまして、小値賀町税条例の一部を改正する必要が生じましたので、今回改正するものでございます。

改正の内容は、外国居住者等の所得に対して、町民税で分離課税されております特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対して、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を、所得割額として算定する改正でございます。

現在、本町においては、該当者はおりませんので、条文の詳細説明は、割愛させていただきます。

附則として、この条例は、平成29年1月1日から施行すること。

また新設の附則第20条の2で、経過措置として、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法の非課税等に関する法律」(昭和37年法律第144号)に係る、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る、個人の町民税について適用することとしております。以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 62 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町

町長(西 浩三) 議案第62号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、提案理由の説明をいたします。

長

この条例も、先に議決いただきました「小値賀町税条例の一部を改正する条例」の改正と同様、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が、平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行されます。これに伴いまして、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたので、今回改正をご提案するものでございます。

改正の内容としましては、先の条例同様、外国居住者等の所得に対して、町 民税で分離課税される特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対して、 当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、同じように、国民健康保 険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるとする内容で ございます。

現在、本町におきましては、これも該当者はおりませんので、詳細説明を割 愛させていただきます。

附則としまして、この条例は、平成29年1月1日から施行すること。

また、経過措置として、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税法の非課税等に関する法律」(昭和37年法律第144号)に係る、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る、国民健康保険税について適用することとしております。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 60 号、平成 28 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号) と議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町

長

町長(西 浩三) 議案第60号、平成28年度小値賀町下水道事業特別会計補 正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書 1 ページ第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 801 万 3,000 円を追加し、補正後の総額を 1 億 5,681 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページをお開き下さい。

歳入で、4 款・繰入金、1 項、1 目・一般会計繰入金に 92 万円を追加し、補正後の額を 1 億 1,432 万円に、5 款、1 項、1 目・繰越金で、27 年度からの繰越金を 709 万 3,000 円追加し、補正後の額を 809 万 3,000 円にしております。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費において、下水道の経営戦略作成委託業務 800 万円の計上が主なもので、801 万 3,000 円を追加し、補正後の額を 5,561 万円にしております。この経営戦略作成業務は、下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な

経営戦略の基本計画策定業務を公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併浄化槽事業ごとに、それぞれ策定することになります。なお、この計画を今年度中に策定しない場合は、下水道の高資本費対策に係る交付税、27年度実績で約1,600万円ございますが、これが平成29年度以降受けられないことになったため、今回急遽補正計上することにいたしました。

以上で、補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰 入 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 続いて、第5款・繰 越 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・総務費

浦 議員

5番(浦 英明) 先ほど、町長が詳しく説明されましたけども、もう少しちょっと足らない部分があるかなと思いますんで、ちょっとお尋ねします。

この委託料につきましては、当初予算で下水道ストックマネジメント計画策定委託、これが 1,700 万ほど上がっておったんですけども、これとの関連性があるのか。そして、そのストックマネジメントにつきましては、国庫補助金が約半分近くあったんですけども、今回は一般財源ということで、これがないのが残念なんですけども、それはそれで仕方がないということならば、それは構わないですけども、そこら辺の説明を。

議長(立石隆教) 建設 課長

建設課長(蛭子晴市) お答えいたします。

ストックマネジメントと関係があるかということですけども、この経営戦略は、先ほど町長が言いましたように、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画でして、ストックマネジメントはその中の一部になるかと思います。施設を維持管理していくための長寿命化計画というか、そういうことを謳いますので、ストックマネジメントはその中の一部というふうに考えております。また、補助がないかということですけども、この事業の4分の1が特別交付税でみられるというふうになっております。

議長(立石隆教) 浦 議員

5番(補 英明) ストックマネジメントばかりにこだわるつもりはないんですけども、この金額が大きかったものですからですね。当初予算の折に聞いた時には、何て言ってましたですかね、電気とか機械、こういったのをやると。そしてそれ以降はまた考えてやるんじゃなかですかね、そういうふうな答弁だったと思うんですけども。それで、この時は業者の委託はどこかということだったら、指名競争入札でやるということでありましたんですけども、これは当初予算で済んだことですから、ここで聞くべきことじゃありませんけども、この分の委託についてはどういうふうに考えているのか、指名競争入札なのか、あるいはプロポーザル方式でやるのか、そこら辺りをお尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) お答えいたします。

指名競争入札で、今、準備中でして、なるべく早く入札をしようということで、今、準備をしております。

議長(立石隆教) 浦 議員

5番(浦 英明) ざっくりで構いませんけども、中長期的、よそあたりは 10 カ年計画でやっているというようなことを見ておりますけども、その中で、大体アバウトで、どのくらいぐらいをかけてやるのか、そこあたり、金額は今後、入札結果のあとになろうかと思いますけども、ざっくりでいいですけど、分かれば。それと財源につきましては、どういうふうな考えを持っているのか、その2つをお尋ねします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) お答えいたします。

このストックマネジメントというのは、今後、施設を維持していく上で計画的に寿命を延ばすためにどういうふうに行うかという計画を立てていきます。それでいくらかかるかと言われましたけども、それはそれぞれの施設で、例えば公共下水、農集排、漁集排、ありますので、それぞれの施設で変わってくると考えてますので、今、いくらぐらいかかるかということは、ちょっと分かりません。お答えできません。それと、この計画も 10 年でする予定です。また、この計画に載っておらないと今後、維持管理をする時に補助金がもらえないと。補助金の対象になるために計画をするものです。また、本年度の 1,700 万ですけれども、このうちの半分が補助ということで、当初予定どおりです。

議長(立石隆教) 浦 議員

5番(浦 英明) この方法書といいますか、そういったのは作っておられるんですか。それともう 1 つはですね、これは中川課長に聞いたらいいんだろうと思いますけど、私も審査意見の中で、今後、老朽化した施設に対してかなりの経費が要るというようなことで、公債費について聞いておったんですけども、

なかなか資料が出てこないもんですから、今、中期、長期、極端に言ったら 10年計画と言ってましたんで、10年計画、そういったものをお示し願いたいということを審査意見の中で言ったわけなんですけども、こういったのも加味して私は言ったつもりでありますんで、今、建設課長が答えましたけども、「分からない」ということです。これは何で分からないのか私も分からないんですけども、今から方法書を仕立てて、それから入札をして、その後にこういった経費がいくらということが現れてくるのかな、それで「分からない」と言ったのかなと思うんですけども、その2つについてお尋ねします。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

10年間で何十億、修繕費にかかるのかという話の段階は、今の時点では全く分からないということで、当然、財政計画っていうか、入るほうと出るほうとずっと計算しながらいかなきゃいけないんですから、長寿命化対策の中で急ぐとこから年度割して、大体このぐらいかかるというような計画を作っていって、はめ込んでいって、事業計画を立てるような格好になるかと思います。先ほど言いましたように、一般会計と、今言った企業会計と、あらゆる公共施設というのは健全に運転していかなければいけないので、急ぐところから、致命的なところから、多分、修繕をかけていく。もしくは大規模改修を行う。そういう格好でやっていきますので、そういったものを作るために、今、準備をしているところでございます。

議長(立石隆教) よろしいですか。 浦 議員

5番(浦 英明) それと、課長には先ほど言ってましたけども、方法書なるものは作っておられるんでしょうか。それと、これは答弁は要りませんけども、中川課長が答弁されましたけども、私としては、かなり大きな額が出てくるんで、これは町民にもやっぱりお知らせしていかなければいけないと、財政計画はどういうふうになると、こういうふうなことを10年計画の中で持ち込んでいかなくてはいけませんので、これは分かり次第、我々のほうにもお示し願いたいと思います。このストックマネジメント及び、今日の、これは何やったかね、これとは別に私が言ったのは、今現在、終わっている、あるいは今度たてられるであろうというようなことを言っていたんで、それが今からたてる分についてはまだ分からないんでしょうけれども、たてて据え置きして5年ぐらいですかね、その後に償還がいくらと、そういったのをお示し願いたいと、これをあらためてお願いしたいと思います。

それともう1つ、課長には答弁をお願いします。

議長(立石隆教) 建設課長

建設課長(蛭子晴市) 方法書というものという話なんですけども、何のため

にするかということで、先ほど説明したんですけども、それに基づいて、いろいろ雛形がありますので、考え方の、それに基づいて作っていきたいというふうに考えております。

議長(立石隆教) よろしいですか。

その件について、関連はありませんね。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) そのほかについて、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、平成28年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、平成28年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第64号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町

長

町長(西 浩三) 議案第64号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の 同意について、提案理由の説明をいたします。

4 期、10 年間の任務を終えられまして、9 月に立石委員さんが任期満了を迎えます。そういうことで、前委員さんの後任として、このたび、大田一夫氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大田一夫氏は、人柄もよく、税務事務経験も豊富で、固定資産税の担当として、土地・家屋の評価関係にも精通しており、適任者だと思います。

任期は、平成 28 年 10 月 1 日から、平成 31 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第64号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意 については、これに同意することに決定しました。

日程第7、議案第63号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題 とします。

町長(西 浩三) 議案第63号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由のご説明をいたします。

平成 29 年 2 月 1 日から、長崎県後期高齢者医療広域連合の退職手当に関する 事務を長崎県市町村総合事務組合で共同処理することになります。その団体の 変更に伴う組合規約の変更が生じることになります。

規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、構成市町の議会の議決が必要となりますので、地方自治法第290条の規定により、議

会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更については、 原案のとおり可決されました。

日程第 8、発議第 8 号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書 案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

末永一朗議員

3番(末永一朗) 発議第8号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める 意見書案の趣旨説明をいたします。

全国的に深刻な少子化の中、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりを推進することは、皆の願いです。ところが、子育てに係る経済的な負担は大きく、特に子育ての大きな不安のひとつに子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多く、成長期に当たる子どもの病気の早期発見、早期治療を支えるために医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。

しかし、小値賀町でも実施している福祉医療制度など、各自治体が実施する 子ども医療費助成制度は、対象年齢、所得制限、一部負担の有無など、自治体 間で大きな格差が生じています。このように、住む地域によって子どもの命や 健康を守る支援に差がある現状です。どこに生まれどこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきです。そのために子どもの医療費に対する助成制度は、社会保障政策の一環として位置づけられるものであることから、国の負担において、どの子どもも住む場所を問わず受けられる公平な制度の構築が図られる必要があります。子どもの健やかな成長を保障し、保護者の医療費負担を軽減するため、国の制度としての子どもの医療費無料化制度の創設が求められます。

以上の点から、国おいて、中学校卒業までを目指し、当面は就学前までの国 の医療費無料制度を早期に創設されるように、強く要望します。

以上、この意見書が国に届けられますよう、各議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

議長(立石隆教) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

土川議員

4番(土川重佳) 発議第8号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める 意見書案について、賛成の立場で討論いたします。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

現在、各地方自治体の努力により、子どもの医療費助成制度が実施されていますが、対象年齢や所得制限、一部負担金の有無など、地方自治体によって大きな格差が生じています。本町は、本年度から福祉医療制度の軽減措置として、0歳児から中学生までの個人負担を800円、1医療機関での上限を1,600円としています。

今日までにも、全国の多くの議会で、政府に対する乳幼児医療費無料制度の 創設を求める意見書が採択されてきていますが、子どもを安心して産み、育て ることのできる社会の実現を目指すには、国による支援が不可欠であります。 本意見書案は、少子化対策の大きな要因となっている、子育て家庭への経済 的負担を軽減する措置を求めたものであり、政府におかれましても、中学校卒 業までを目指し、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案に賛 成するものであります。

以上、賛成討論を終わります。

議長(立石隆教) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第8号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、 字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任さ れたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣へ、 それぞれ送付することにいたします。

日程第9、各委員会の閉会中の継続調査(審査)についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査 とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。 これで、平成28年小値賀町議会第3回定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

一 午 前 10 時 43 分 閉 会 一